

俸給表

当法人の給与について、以下のとおり規定する。

1. 正職員の基本給については月給 18 万円とする。ただし、職務内容、資格・経験によって増減することができる。
- ②パート職員・嘱託職員の時給・月給については、職務内容、資格・経験によって個別に定める。
2. 昇給については、年 1 回 4 月に行なうことを基本とする。昇給額については、専務理事が決定する。
3. 手当は、時間外手当と通勤手当とする。通勤手当の支給その他については、通勤手当規定のとおりとする。

以上